



2025年1月30日

各位

会社名 パーク24株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 西川 光一
(コード:4666、東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 CFO 實貴 孝夫
(TEL:03-6747-8120)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年2月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 75,801株
(3) 処分価額	1株につき2,085.0円
(4) 処分価額の算定根拠及び具体的内容	恣意性を排除した価額とするため、2025年1月29日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。
(5) 処分総額	158,045,085円
(6) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 2名 25,301株 当社の取締役を兼務しない執行役員 5名 27,029株 当社子会社の取締役 7名 23,471株
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年12月15日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」）、取締役を兼務しない執行役員及び当社子会社の取締役（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、ステークホルダーの皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、新たな報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」）を導入することを決議しました。また、2024年1月25日開催の第39回定時株主総会において以下の点等につきましてご承認をいただいております。

- ・ 本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」）は金銭債権とし、その総額は年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）であり、年200,000株以内の当社普通株式を発行又は処分すること。
- ・ 譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社の普通株式の割当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とすること。

[参考]

- 2024年12月16日 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4666/tdnet/2540718/00.pdf>
- 2021年12月15日 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4666/tdnet/2059925/00.pdf>

以 上